

令和3年6月18日開会

令和3年6月

市議会定例会議案書

寝屋川市

目 次

番 号	案 件	頁
報 告 第 4 号	令和 2 年度寝屋川市一般会計繰越明許費の報告	別冊
報 告 第 5 号	令和 2 年度寝屋川市下水道事業会計予算繰越しの報告	別冊
報 告 第 6 号	令和 2 年度寝屋川市水道事業会計継続費繰越しの報告	別冊
報 告 第 7 号	令和 2 年度寝屋川市下水道事業会計継続費繰越しの報告	別冊
議 案 第 38 号	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正	1
議 案 第 39 号	寝屋川市固定資産評価審査委員会条例の一部改正	3
議 案 第 40 号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正	5
議 案 第 41 号	寝屋川市税条例等の一部改正	7
議 案 第 42 号	寝屋川市手数料条例の一部改正	11
議 案 第 43 号	寝屋川市営住宅条例の一部改正	13
議 案 第 44 号	寝屋川市立図書館条例の制定	16
議 案 第 45 号	令和 3 年度寝屋川市一般会計補正予算（第 5 号）	別冊
議 案 第 46 号	教育委員会委員の任命	19
議 案 第 47 号	監査委員の選任	21

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報 報の提供に関する条例の一部改正

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月18日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年寝屋川市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 5 条第 1 項中「第 19 条第 10 号」を「第 19 条第 11 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

寝屋川市固定資産評価審査委員会条例の 一部改正

寝屋川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月18日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

寝屋川市固定資産評価審査委員会条例（昭和 26 年寝屋川市条例第 106 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

第 8 条第 5 項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 40 号

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月18日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年寝屋川市条例第100号）の一部を次のように改正する。

題名中「職員」を「職員等」に改める。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条（同法第9条の2第12項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、職員（公平委員会の委員を含む。以下「職員等」という。）のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条中「職員となつた」を「職員等となつた」に、「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による」を「任命権者の定める」に、「行なつては」を「行っては」に改める。

第3条中「職員」を「職員等」に、「について」を「に関し」に改める。

別記様式を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の廃止）

2 公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例（昭和42年寝屋川市条例第25号）は、廃止する。

議案第 41 号

寝屋川市税条例等の一部改正

寝屋川市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月18日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市税条例等の一部を改正する条例

(寝屋川市税条例の一部改正)

第1条 寝屋川市税条例（平成16年寝屋川市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第19条第1号中「扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。）」を加える。

第24条の2第1項第2号及び第3号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第4号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第5号及び第6号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第7号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第8号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第10号中「もの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第30条の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第6条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第7条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第14条中第25項を第26項とし、第24項を第25項とし、第23項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

(寝屋川市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 寝屋川市税条例の一部を改正する条例（令和2年寝屋川市条例第26号）

の一部を次のように改正する。

第2条のうち、寝屋川市税条例第46条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第2条のうち、寝屋川市税条例第47条第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第2条のうち、寝屋川市税条例第49条の改正規定中「第49条第4項」を「第49条第3項中「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第2条のうち、寝屋川市税条例附則第4条第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第5条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中寝屋川市税条例第24条の2第1項の改正規定及び同条例附則第7条の改正規定並びに次条第2項の規定 令和4年1月1日
- (2) 第1条中寝屋川市税条例第15条第2項、第19条第1号及び第30条の3第1項の改正規定並びに同条例附則第6条第1項の改正規定並びに次条第1項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中寝屋川市税条例附則第14条の改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の寝屋川市税条例（以下「新条例」という。）

の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第24条の2第1項の規定は、所得割の納税義務者が令和3年4月1日以後に支出した同項に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出した第1条の規定による改正前の寝屋川市税条例第24条の2第1項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

議案第 42 号

寝屋川市手数料条例の一部改正

寝屋川市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月18日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市手数料条例の一部を改正する条例

寝屋川市手数料条例（平成 12 年寝屋川市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の 4 を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

議案第 43 号

寝屋川市営住宅条例の一部改正

寝屋川市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月18日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市営住宅条例の一部を改正する条例

寝屋川市営住宅条例（平成 9 年寝屋川市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 57 条」を「第 59 条」に改める。

第 3 条第 1 項中「次項」の次に「、第 56 条及び第 57 条」を加える。

第 21 条第 2 項中「第 8 条」を「第 7 条」に改める。

第 4 章中第 57 条を第 59 条とし、第 56 条を第 58 条とし、第 55 条の次に次の 2 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 56 条 市営住宅の管理に関する業務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）により行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第 57 条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 市営住宅の維持及び補修に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 21 条の改正規定並びに次項及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 指定管理者の指定その他の指定管理者による管理のために必要な行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例の一部改正）

3 寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例（平成 29 年寝屋川市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項に次のように加える。

寝屋川市営住宅指定管理者
選定委員会

議案第 44 号

寝屋川市立図書館条例の制定

寝屋川市立図書館条例を次のとおり制定する。

令和3年6月18日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市立図書館条例

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)に基づき、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
寝屋川市立中央図書館	大阪府寝屋川市早子町23番1-401号

(分館、分室等)

第3条 図書館に分館を設置し、その名称及び位置は、別に条例で定めるもののほか、次のとおりとする。

名 称	位 置
寝屋川市立東図書館	大阪府寝屋川市秦町41番1号

2 図書館に分室を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
寝屋川市立中央図書館西北分室	大阪府寝屋川市松屋町20番30号
寝屋川市立中央図書館南分室	大阪府寝屋川市下木田町16番50号
寝屋川市立中央図書館東北分室	大阪府寝屋川市成田町3番3号
寝屋川市立中央図書館西南分室	大阪府寝屋川市上神田一丁目30番1号
寝屋川市立中央図書館西分室	大阪府寝屋川市池田新町3番23号

3 教育委員会は、必要に応じ、移動図書館を設置することができる。

(自転車駐車場)

第4条 図書館の附属施設として、自転車駐車場を設置する。

2 前項の自転車駐車場(以下「自転車駐車場」という。)を利用する者は、教育委員会の定める方法により、使用料を納付しなければならない。

3 使用料の額は、一の自転車駐車装置(自転車を駐車させるため必要な車輪止

め装置をいう。)の利用につき、当該利用以後1時間(寝屋川市立中央図書館に来館する者にとっては、当該利用以後2時間とする。以下同じ。)以内は無料とし、当該利用以後1時間を超える時間について6時間までごとに200円として算出した額とする。

(入館の拒否等)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、図書館への入館を拒み若しくは図書館からの退館を命じ、又は自転車駐車場の利用を制限することができる。

- (1) 他人に迷惑をかけ、又は他人に危害を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (2) 図書館又は自転車駐車場の管理上又は公益上やむを得ない必要を生じたとき。

(損害賠償)

第6条 図書館資料(図書館法第3条第1号に規定する図書館資料をいう。)を亡失し若しくは損傷し、又は図書館若しくは自転車駐車場の施設若しくは設備(物品を含む。)を損傷した者は、教育委員会の指示するところに従い、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会は、やむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(寝屋川市立図書館条例の廃止)

2 寝屋川市立図書館条例(昭和44年寝屋川市条例第32号)は、廃止する。

教 育 委 員 会 委 員 の 任 命

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により同意を求める。

令和 3 年 6 月 18 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

住 所	[REDACTED]
氏 名	中 川 智 皓（なかがわ ちひろ）
生年月日	[REDACTED]

理 由

教育委員会委員 坂本則夫 が、令和 3 年 6 月 30 日任期満了のため、後任委員に任命したい。

※ 任期 4 年（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 5 条第 1 項）

履 歴 書

本 籍 所
住 所
氏 名 中 川 智 皓 (なかがわ ちひろ)
生 年 月 日

学 歴

平成 22 年 3 月 東京大学大学院 工学系研究科
産業機械工学専攻 博士後期課程 修了

職 歴

平成 22 年 4 月 大阪府立大学大学院 工学研究科
機械工学分野 助教

平成 26 年 11 月 一般社団法人 パーラメンタリーディベート人財育成協会
代表理事

平成 30 年 4 月 大阪府立大学大学院 工学研究科
機械工学分野 准教授

令和 元年 10 月 国立研究開発法人 科学技術振興機構
戦略的創造研究推進事業さきがけ研究員 (兼任)
現在に至る

公 職 歴 等

な し

賞 罰

な し

監 査 委 員 の 選 任

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により同意を求める。

令和 3 年 6 月 18 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

住 所

氏 名

生年月日

九 鬼 康 夫 （くき やすお）

理 由

監査委員 九鬼康夫 が、令和 3 年 7 月 1 日任期満了のため、引き続き選任したい。

※ 任期 4 年（地方自治法第 197 条）

履 歴 書

本 籍
住 所
氏 名
生 年 月 日

九 鬼 康 夫 (くき やすお)

学 歴

昭 和 49 年 3 月 関西外国語短期大学 米英語科 卒業

職 歴

昭 和 45 年 4 月 大阪府に就職
平 成 5 年 4 月 総務部地方課主幹 (太子町助役)
平 成 10 年 6 月 商工部金融課参事 (信用組合大阪商銀顧問団)
平 成 11 年 5 月 同 (株式会社整理回収機構人事部次長)
平 成 12 年 4 月 総務部行政改革室参事兼人事室参事
平 成 13 年 7 月 総務部人事室厚生課長
平 成 15 年 4 月 水道部経営企画室経営企画課長
平 成 17 年 4 月 健康福祉部副理事 (大阪府立障がい者交流促進センタ
一所長)
平 成 18 年 9 月 同 (大阪府後期高齢者医療広域連合設立準備委員会事務
局長)
平 成 19 年 1 月 総務部副理事 (大阪府後期高齢者医療広域連合事務局
長)
平 成 21 年 4 月 住宅まちづくり部次長
平 成 22 年 3 月 同 上 退職

平成 22 年 7 月 大阪府市長会事務局長
大阪府町村長会事務局長
大阪府町村議長会事務局長
財団法人(平成 23 年 4 月から公益財団法人に移行)大阪府市町村振興協会常務理事兼事務局長
に就任

平成 29 年 6 月 同 上 退任
現在に至る

公 職 歴 等

自 平成 25 年 11 月 生駒市法令遵守委員
至 現 在

自 平成 28 年 8 月 生駒市行政不服審査会委員
至 現 在

自 平成 29 年 7 月 寝屋川市監査委員
至 現 在

自 平成 29 年 7 月 枚方寝屋川消防組合監査委員
至 現 在

自 平成 29 年 7 月 北河内 4 市リサイクル施設組合監査委員
至 現 在

賞 罰

な し